

医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

医師修学資金貸付条例施行規則（平成20年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(業務の従事期間の計算)</p> <p>第9条 条例第10条の規定による<u>業務の従事期間</u>の計算については、年月数によるものとする。</p> <p>2 前項に規定する<u>業務の従事期間</u>（以下「<u>従事期間</u>」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 年又は月により<u>従事期間</u>を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</p> <p>(2) 1月に満たない<u>従事期間</u>が2以上ある場合は、これらの<u>従事期間</u>を合算するものとし、これらの<u>従事期間</u>の計算については、30日をもって1月とする。</p> <p>(3) <u>従事期間</u>には、次に掲げる期間（以下「<u>除算期間</u>」という。）を含まないものとする。 ア～オ [略]</p> <p>3 前項の規定により計算した<u>従事期間</u>に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</p> <p>(返還等の免除等)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は条例第11条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、条例第10条各号又は第11条各号に掲げる事由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による医師修学資金返還免除（返還猶予）申請書に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第10条第1号若しくは第2号又は条例第11条第1号に該当するとき、別に定める様式による公的病院等従事証明書</p>	<p>(業務従事期間等の計算)</p> <p>第9条 条例第10条の規定による<u>臨床研修を受けた期間及び公的病院等において医師の業務に従事した期間</u>の計算については、年月数によるものとする。</p> <p>2 前項に規定する<u>臨床研修を受けた期間</u>（以下「<u>臨床研修期間</u>」という。）<u>及び公的病院等において医師の業務に従事した期間</u>（以下「<u>業務従事期間</u>」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 年又は月により<u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</p> <p>(2) 1月に満たない<u>臨床研修期間</u>が2以上ある場合にあってはこれらの<u>臨床研修期間</u>を合算し、<u>1月に満たない業務従事期間が2以上ある場合にあってはこれらの業務従事期間</u>を合算するものとし、これらの<u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>の計算については、30日をもって1月とする。</p> <p>(3) <u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>には、次に掲げる期間（以下「<u>除算期間</u>」という。）を含まないものとする。 ア～オ [略]</p> <p>3 前項の規定により計算した<u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</p> <p>(返還等の免除等)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は条例第11条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、条例第10条各号又は第11条各号に掲げる事由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による医師修学資金返還免除（返還猶予）申請書に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第10条第1号若しくは第2号イ又は条例第11条第1号に該当するとき、別に定める様式による公的病院等従事証明書</p>

(2) 条例第10条第3号に該当するとき。別に定める様式による死亡届又は故障届

(3) 条例第10条第4号若しくは第5号又は条例第11条第4号に該当するとき。その旨を証明する診断書又は理由書

(4) 条例第11条第2号に該当するとき。別に定める様式による臨床研修実施届

(5) 条例第11条第3号に該当するとき。別に定める様式による医育機関研究実施届

(届出)

第13条 [略]

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号までのいずれか又は第8号に該当するときは大学の学長又はこれに準ずる者の、第14号から第16号までのいずれかに該当するときは公的病院等の長のその旨を証明する書類を添付しなければならない。

(1)～(10) [略]

(11) 条例第2条第2号に規定する公的病院等（以下「公的病院等」という。）において医師の業務に従事したとき。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 条例第9条第1項第3号に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行ったとき。

(18) 臨床研修を修了したとき。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

3～5 [略]

(2) 条例第10条第2号ア又は条例第11条第2号に該当するとき 別に定める様式による臨床研修受講届

(3) 条例第10条第3号に該当するとき 別に定める様式による死亡届又は故障届

(4) 条例第10条第4号若しくは第5号又は条例第11条第4号に該当するとき その旨を証明する診断書又は理由書

(5) 条例第11条第3号に該当するとき 別に定める様式による医育機関研究実施届

(届出)

第13条 [略]

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号までのいずれか又は第8号に該当するときは条例第2条第1号に規定する大学の学長又はこれに準ずる者の、第18号から第20号までのいずれかに該当するときは医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により知事が指定する病院又は条例第2条第3号に規定する公的病院等（以下「公的病院等」という。）の長のその旨を証明する書類を添付しなければならない。

(1)～(10) [略]

(11) 条例第2条第2号に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始したとき。

(12) 臨床研修を受けなくなったとき。

(13) 臨床研修を受ける病院を変更したとき。

(14) 臨床研修を修了したとき。

(15) 公的病院等において医師の業務に従事したとき。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。